

平成25年第1回横手市議会3月定例会会議録

議事日程（第7号）

平成25年3月21日（木曜日）午前11時20分開議

- 第 1 議案第 4号 横手市児童館設置条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 5号 横手市障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例
- 第 3 議案第15号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第 4 議案第18号 平成24年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第19号 平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第20号 平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第21号 平成24年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第22号 平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第23号 平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第24号 平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第29号 平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第36号 平成25年度横手市国民健康保険特別会計予算
- 第13 議案第37号 平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議案第38号 平成25年度横手市介護保険特別会計予算
- 第15 議案第39号 平成25年度横手市介護サービス事業特別会計予算
- 第16 議案第40号 平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 第17 議案第41号 平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計予算
- 第18 議案第42号 平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計予算
- 第19 議案第43号 平成25年度横手市障害者支援施設特別会計予算
- 第20 議案第57号 平成25年度横手市病院事業会計予算
- 第21 議案第 1号 横手市市民農園設置条例
- 第22 議案第 6号 横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第16号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第24 議案第25号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）
- 第25 議案第32号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて
- 第26 議案第44号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計予算
- 第27 議案第61号 財産の譲与契約の締結について

- 第28 陳情25第2号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求めることについて
- 第29 議案第7号 横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第8号 横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第13号 市道路線の廃止について
- 第32 議案第14号 市道路線の認定について
- 第33 議案第26号 平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 第34 議案第27号 平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 第35 議案第28号 平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算(第2号)
- 第36 議案第30号 平成24年度横手市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第37 議案第31号 平成24年度横手市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第38 議案第33号 平成25年度横手市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第39 議案第34号 平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて
- 第40 議案第45号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計予算
- 第41 議案第46号 平成25年度横手市集落排水事業特別会計予算
- 第42 議案第47号 平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算
- 第43 議案第58号 平成25年度横手市水道事業会計予算
- 第44 議案第59号 平成25年度横手市下水道事業会計予算
- 第45 議案第63号 平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 第46 議案第64号 平成24年度横手市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第47 陳情25第1号 雄物川町東里地内・東里中線の融雪側溝入れ替え整備について
- 第48 議案第2号 横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例
- 第49 議案第9号 横手市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第50 議案第10号 横手市土地開発基金条例を廃止する条例
- 第51 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について(天下森スキー場)
- 第52 議案第48号 平成25年度横手市横手町四町財産区特別会計予算
- 第53 議案第49号 平成25年度横手市横手地域財産管理特別会計予算
- 第54 議案第50号 平成25年度横手市前郷地区特別会計予算
- 第55 議案第51号 平成25年度横手市金沢中野財産区特別会計予算
- 第56 議案第52号 平成25年度横手市西成瀬財産区特別会計予算
- 第57 議案第53号 平成25年度横手市醍醐財産区特別会計予算
- 第58 議案第54号 平成25年度横手市里見財産区特別会計予算
- 第59 議案第55号 平成25年度横手市福地財産区特別会計予算
- 第60 議案第56号 平成25年度横手市館合財産区特別会計予算

- 第61 議案第17号 平成24年度横手市一般会計補正予算（第11号）
第62 議案第62号 平成24年度横手市一般会計補正予算（第12号）
第63 議案第35号 平成25年度横手市一般会計予算
第64 議案第3号 横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例
第65 議案第65号 横手市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例
第66 議会改革推進に関する事項について
第67 横手市議会倫理条例策定特別委員会の設置並びに委員選任について
第68 議案第4号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書
第69 議案第5号 TPP交渉参加に厳重抗議する決議
第70 議員派遣の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程第7号に同じ

出席議員（28名）

1 番	木村清貴	2 番	佐藤誠洋
3 番	高橋聖悟	4 番	土田百合子
5 番	青山豊	6 番	齊藤勇
7 番	立身万千子	8 番	鈴木勝雄
9 番	小野正伸	10番	遠藤忠裕
11番	土田祐輝	12番	高橋大
13番	小沢秀宏	14番	堀田賢逸
15番	佐藤徳雄	16番	佐々木誠
17番	菅原惠悦	18番	齋藤光司
20番	佐藤清春	21番	佐藤忠久
23番	播磨博一	24番	佐々木喜一
25番	佐藤功	26番	塩田勉
27番	奥山豊	28番	阿部正夫
29番	高橋勝義	30番	田中敏雄

欠席議員（1名）

22番 寿松木 孝

説明のため出席した者（29名）

市長	五十嵐 忠 悦	副市長	鈴木 信 好
副市長	佐藤 良 吉	教 育 長	高 橋 準 一
総務企画部長	浮 嶋 伸	財 務 部 長	石 山 清 和
市民生活部長	小 丹 茂 樹	健 康 福 祉 部 長	柴 田 恒 宏
産業経済部長	遠 藤 久 志	建 設 部 長	照 井 康 晴
上下水道部長	鈴 木 弘 志	教 育 総 務 部 長	小 川 良 平
教育指導部長	佐々木 孝 雄	消 防 長	泉 田 榮 次
市立横手病院 事務局長	佐 藤 正 弘	市立大森病院 事務局長	金 澤 和 彦
総務企画部次長 兼 人事課長	皆 川 規 和	総務企画部次長 兼 市長公室長	小田嶋 利 宏
総務企画部長 総務課長	佐 藤 亮	総務企画部 経営企画課長	高 橋 嘉
財務部財政課長	三 浦 淳	横手地域局長	石 山 昭 一
増田地域局長	遠 藤 晴 美	平鹿地域局長	眞 田 正 照
雄物川地域局長	福 岡 新 作	大森地域局長	高 山 勇 光
十文字地域局長	鈴 木 淳 悦	山内地域局長	照 井 礼 司
大雄地域局長	鈴 木 康 和		

事務局職員出席者

事務局 長	高 橋 実	主 幹	佐 藤 しげ子
総務担当副主査	安 藤 祐美子	議事調査担当主査	長 瀬 肇
議事調査担当主任	藤 井 健 一		

◎開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

13番小沢秀宏議員から遅刻する旨の、22番寿松木孝議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員より定期監査報告書及び市長の要求による財政援助団体等監査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎議案第4号～議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第1、議案第4号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例より日程第20、議案第57号平成25年度横手市病院事業会計予算までの20件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（28番阿部正夫議員）登壇】

○阿部正夫 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案20件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第4号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、指定管理している児童館について払い下げの申請があった場合、どのように対応していくのかとの質疑に対し、当局より、払い下げ対象は、実態として地域の集会所として利用されている施設としている。引き受けてもらえる施設については順次払い下げ、地域で管理してもらいたいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号横手市障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、改めて提案することになった経緯についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号平成24年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑はなく、討論では、立身万千子委員より反対の立場で、後期高齢者医療制度は国民健康保険や介護保険と違い、少子高齢化に伴い発生する問題点を国が無策のまま先送りしてきたことによるものである。その対策として被保険者均等割額の9割軽減や被扶養者の保険料9割軽減などを講じているが、減額している

から助かるということではない。制度そのものに対してどうしても賛成できかねるとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、介護認定を必要とする人数が増えていると予想されるが、なぜ介護認定審査費が減額となったのかとの質疑に対し、当局より、介護認定1回当たりの処理件数を35件として年間180回の審査を見込んでいたが、委員からの意見もあり、処理件数を40件としたことから当初見込んだ回数を下回ったためであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号平成24年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）、議案第22号平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）、議案第23号平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第24号平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、診療科によっては予約をしても待ち時間が長いところがある。外来患者の減少につながることも懸念されるが、対応を検討されているかとの質疑に対し、当局より、待ち時間を短くするために予約制を導入しているが、長くなってしまうことがあることは認識している。前の患者さんの処置が延びたりすることもあるので、待っている患者さんには状況を説明しご理解いただいているところである。改善に努めてまいりたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号平成25年度横手市国民健康保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、滞納者への高額療養費貸し付けについての質疑に対し、当局より、高額療養費の貸し付け件数は減少傾向にあるが、滞納者へは綿密な納付計画を立て対応しているとの答弁がありました。

ジェネリック薬品差額通知の内容についての質疑に対し、当局より、現在処方されている薬と一般的なジェネリック薬品の差額が1カ月当たりおおむね500円以上発生すると予想される方々に年2回お知らせする。5,000件程度を見込んでいるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号平成25年度横手市介護保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、要介護1が減少し、要支援2が増えている状況をどのように分析しているかとの質疑に対し、当局

より、新たに要支援2に認定される方が以前の2倍以上に増えている。以前は家族の手助けがあったり、近所に商店があり自分で買い物ができていたりしていた方が、ひとり暮らしになったり、商店がなくなり買い物をするにしても自分では行けなくなったりと、家庭環境や社会環境の変化により以前に比べ早く手助けを必要とする方が多くなってきているようだ。また、要介護1から要介護2や3へ悪化する方もわずかに増えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号平成25年度横手市介護サービス事業特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、大森町居宅介護支援事業所を休止することで利用者に支障はないかとの質疑に対し、当局より、大森地域内に居宅介護支援事業所が3カ所あり、支障なく移行することができたとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、非常勤職員の待遇に対する考え方についての質疑に対し、当局より、直営の施設においては正職員と比べると条件的に低い状態にある。しかし、社会保険や雇用保険、休暇等については正職員とほぼ同等である。賃金については3年、役職等は10年と区切りをつけて考えているが、職場の中で実地研修として知識や技能を身につけ、できるだけ介護福祉士の資格が取得できるように指導していきたいとの答弁がありました。

また、施設の譲渡を見据えた自立運営についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、利用時間の延長などサービス向上対策についてどのように総括しているかとの質疑に対し、当局より、平成24年度の介護サービス収入は、前年度比2,400万円の増を見込んでいる。時間延長は利用者の増加にもつながったし、利用者とその家族へのアンケートでも好評だった。職員の質の向上、サービスの向上に努めながら、25年度も継続して取り組んでいきたい。また、施設についてもっと知っていただけるようPRに努めたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、一般会計繰入金が増額になった要因についての質疑に対し、当局より、介護報酬がマイナス改定となったことが大きな要因であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号平成25年度横手市障害者支援施設特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと法律が変わるが、どのような影響があるかとの質疑に対し、当局より、法律の名称が変更される程度で中身や報酬単価はほとんど変わらないと思われ

る。難病患者を障害者に加えたり、重度の訪問看護が増えたり、グループホームとケアホームを一元化したりという考えがあるようだが、今後、国の考えでは年次的に少しずつ変えていくという方針のようであるとの答弁がありました。

また、放課後支援事業の利用状況についての質疑に対し、当局より、毎日利用している方は1名である。そのほか一時的に利用される方が数名いるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号平成25年度横手市病院事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、医師や看護師等の確保に向けた取り組みについての質疑に対し、当局より、働きやすい職場環境の整備が重要と考えており、大森病院で開所する院内保育所は大きな効果が期待できるものと思われる。また、医師たちには、この病院で診療したいという意識を持ってもらえるよう最新の医療機器を更新できるような運営、経営をしていくことも大事であると考えているとの答弁がありました。

また、市として地産地消や食育を進めている中で、大森病院院内保育所で提供される食材の調達先はどのようなになっているかとの質疑に対し、当局より、運営を委託した会社では、給食やおやつは全て手作りのものを提供することにしており、食材は可能な限り地元から調達することで了解を得ているとの答弁がありました。

また、公立の病院として、横手病院、大森病院とも地理的要件やそれぞれの特徴を生かしながら、また平鹿病院も含めて横手医療圏における役割を検討する必要があるのではないかとの質疑に対し、当局より、現状として、横手病院が急性期を担い、大森病院は一定の急性期を担いつつ療養型病床を持っているということで慢性期の患者も診るという特徴を有している。平鹿病院も含めお互いが得意なところ、そうでないところを補完し合いながら市民の安心を守っていききたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第19号平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第36号平成25年度横手市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第37号平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第57号平成25年度横手市病院事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております4件を除く16件について採決いたします。

16件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、16件は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第1号～陳情25第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第21、議案第1号横手市市民農園設置条例より日程第28、陳情25第2号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求めることについてまでの8件を一括議題といたします。産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（2番佐藤誠洋議員）登壇】

○佐藤誠洋 産業経済常任委員長 今定例会において産業経済常任委員会に付託になりました議案7件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第1号横手市市民農園設置条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、指導や管理の体制は整っているのかとの質疑に対し、当局より、農園設置後にしっかりした運営ができるよう、現在、農林整備課、平鹿地域局産業建設課及びゆっぶるの3者で協議を重ねているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号横手市多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、今回、施設を設置するに至ったこれまでの経緯についての質疑に対し、当局より、建設計画をつくる際に各地域に要望がないか事前に確認してきた経緯がある。過疎計画を含めた平成27年度までの総合計画後期計画の中では、この集会所が最後の建築となるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）については、給湯設備の寿命について質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについては、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号財産の譲与契約の締結については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計予算については、審査の参考とするため、上畑温泉さわらび、鶴ヶ池荘及びゆとりおん大雄の温泉3施設について、指定管理の委託先に参考人としての出席を求め、3月12日に開催した委員会にそれぞれから出席いただきました。

初めに、参考人から平成25年度の事業計画や経営方針などを述べてもらい、その後、委員から参考人に対して質疑が行われました。

質疑の主な内容としては、売り上げ目標の達成に向けた具体的な取り組みについて、ターゲットとする客層にあわせたサービス展開について、外部への情報発信についてなどでありました。

引き続き、市当局に対する質疑が行われ、各施設の人件費の内訳などについて質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情25第2号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求めることについては、

デフレ不況は給料が下がっていることに原因がある。企業を取り巻く状況は確かに厳しいが、アベノミクスへの期待などから給料はきちり払えば業績が伸びるという声も聞こえてきている。ゆとりがあれば購買意欲が増すし、その結果として企業の利益にもつながる好循環になる。景気回復には抜本的な賃上げが必要だと思うので、本陳情の願意に賛成するとの意見がありました。

また、農業賃金についても上げる必要があるとの意見もありました。

本陳情について討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第1号横手市市民農園設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第61号財産の譲与契約の締結を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、すでに議決されております2件及び陳情を除く議案5件について採決いたします。

5件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、5件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情25第2号を採決いたします。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、陳情25第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号～陳情25第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第29、議案第7号横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例より日程第47、陳情25第1号雄物川町東里地内・東里中線の融雪側溝入れ替え整備についてまでの19件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（25番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 今定例会において建設常任委員会に付託になりました議案18件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第7号横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例については、新たに占用料等が定められる対象物件についての質疑がありました。

本案については討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例については、主な質疑と答弁を申し上げますと、都市部にある環境に配慮した低炭素住宅として認定を受けた場合、各種の優遇措置が受けられるとのことだが、横手市ではどこが都市部に当たるのかとの質疑に対し、当局より、横手、平鹿、十文字の用途地域に指定されている地域が対象になるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号市道路線の廃止については、路線の廃止経緯についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号市道路線の認定については、新規路線についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第27号平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

は、使用料が減額補正となっている理由についての質疑があり、当局より、当初は平成24年度に新たに設置される分の使用料4カ月分を見込んでいたが、設置時期のおくれなどがあり2カ月分しか見込めないため減額になるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第3号）については、企業債の支払利息が約770万円減額補正となっている理由についての質疑があり、当局より、予算計上時に経済状況が不安定なため借入利率を2.1%と見込んでいたが、実際の借入利率は1.7%となり、企業債の借入額も大きかったことから減額になったとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号平成24年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）については、特別損失への対策について質疑があり、当局より、受益者負担金における不納欠損額は、平成23年度が約397万円、今年度の見込みは321万円であり、70万円減る見込みである。その対策としては、下水道課の全員で滞納者を対象に戸別訪問しながら徴収活動を行っている。不納欠損額が増えないように今後も継続して訪問活動を行っていくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号平成25年度横手市集落排水事業特別会計への繰入れについて及び議案第34号平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計予算については、三枚橋地区土地区画整理事業の進捗見込みに関する質疑に対し、当局より、平成24年度に比べて平成25年度の事業は減額となるが、建物移転については今年度並みに移転していただく予定である。事業費が減る理由は、平成24年度は第1号区画道路など規模の大きな道路整備を行ったが、平成25年度は比較的小規模の道路整備にかかるためであり、事業ペースが落ちるわけではないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号平成25年度横手市集落排水事業特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、企業会計にした場合、減価償却費はどの程度になるのか。また、企業会計にしても運営していけるのかとの質疑に対し、当局より、平成25年度予算で、固定資産評価の委託料を計上している。それにより資産評価や収支の分析を行い、減価償却費がどの程度になるのか、また企業会計にしても運営していけるのかどうか、長期的な収支計画を立てて検討していく予定であるとの答弁がありました。

その他、集落排水事業は一般会計からの繰入金約2億3,000万円ある一方、使用料収入は9,400万円に過ぎない。また、集落排水事業には一般会計からの繰入金があるのに対し、下水道事業では基本的に住民が応分の負担をしながら企業会計で行っている、このことに比べて不公平さを感じる。加入率を上げるほか処理費用を下げるなど、一般会計からの繰入金を少なくする取り組みを進めてほしいとの意見

がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号平成25年度横手市水道事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、老朽管の耐震化など現在盛んに整備されているが、耐用年数を超えている水道管はどの程度あり、今後どのような整備計画を立てているのかとの質疑に対し、水道管の総延長は960キロ程度であり、各地域に耐用年数に達した水道管が相当数ある。しかし、それらを一度に交換することは難しいため、昨年度から管の状況調査を行っており、来年度にはある程度の整備計画を提示できると考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号平成25年度横手市下水道事業会計予算については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、地域の元氣臨時交付金事業における市の負担率に関する質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号平成24年度横手市下水道事業会計補正予算（第3号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情25第1号雄物川町東里地内・東里中線の融雪側溝入れ替え整備については、同じように老朽化した融雪側溝は市内にも数多くある。今冬のような豪雪になった場合を考えると、少しでも雪捨てに困る箇所を解消するという意味で、願意妥当と認めるべきであるとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第58号平成25年度横手市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成

の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第59号平成25年度横手市下水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、すでに議決されております2件及び陳情を除く16件について採決いたします。

16件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、16件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情25第1号を採決いたします。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、陳情25第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

◎議案第2号～議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第48、議案第2号横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例より日程第60、議案第56号平成25年度横手市館合財産区特別会計予算までの13件を一括議題といたします。総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（23番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案13件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第2号横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、交流施設の使用に当たり現状で不具合はないのか。また、今後修繕等を行う予定はあるのかとの質疑に対し、当局より、現在は旧大雄中学校の備品等が残っている状況であり、4月からの使用に向けてこれらを整理していくことになる。地域づくり協議会からは施設の整備を求める

声もあるが、現状で十分使える状態にあるので、基本的にはあまり手をかけずに整理して活用していた
だけ考えであるとの答弁がありました。

このほか、職員配置についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、統合校の校名はどのような経緯で決まったのかとの質疑に対し、当局より、雄物川地域、大雄
地域ともに校名選定委員会を開催している。委員は、各地区の代表者とPTA、学校職員、教育委員会の
代表者である。雄物川地域は1回の委員会の中で、委員の総意により校名を決定した。大雄地域は2
回委員会を開催しているが、1回目に地域住民に対してアンケート調査を行うことを決定し、2回目の
委員会でその結果を踏まえて選定したところであるとの答弁がありました。

このほか、空き校舎の利活用についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号横手市土地開発基金条例を廃止する条例について、所有地の売却見込額についての
質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号公の施設の指定管理者の指定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、指定管
理料の増額も含め、指定管理者の選定に至ったプロセスに対して非常に不信感を抱かれている。このよ
うな提案の仕方はゆゆしき問題と感じているが、どのように考えているかとの質疑に対し、当局より、
説明が不十分だった点は反省している。選定までの流れも見直していきたいと考えているので、今後は
心配をかけるような事例はなくしていきたいと思うとの答弁がありました。

このほか、減価償却費についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと
決定いたしました。

次に、議案第48号平成25年度横手市横手町四町財産区特別会計予算から、議案第56号平成25年度横手
市館合財産区特別会計予算までの9件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のと
おり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第12号公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、すでに議決されております1件を除く12件について採決いたします。

12件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、12件は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第17号及び議案第62号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第61、議案第17号平成24年度横手市一般会計補正予算（第11号）及び日程第62、議案第62号平成24年度横手市一般会計補正予算（第12号）の2件を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（11番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第17号の審査については、2月26日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

また、議案第62号の審査につきましては、3月8日に一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を既に設置されている総務文教分科会、産業経済分科会、建設分科会の3つの分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は、3月11日、12日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案のとおり可決すべきものであります。

議案2件について質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第17号平成24年度横手市一般会計補正予算（第11号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成24年度横手市一般会計補正予算（第12号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第35号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第63、議案第35号平成25年度横手市一般会計予算を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（11番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案第35号について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第35号の審査については、2月26日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は、3月11日、12日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案のとおり可決すべきものであります。

本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第35号平成25年度横手市一般会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議会議案第3号の上程、説明、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第64、議会議案第3号横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。9番小野正伸議員。

【9番（小野正伸議員）登壇】

○9番（小野正伸議員） 横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例の提案理由を申し上げます。

地方分権がより一層進んでいく中、地方公共団体は自立性、自主性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが求められております。市民一人一人が生き生きと暮らす市民福祉の増進と持続可能な地域社会を築いていくことは全市民が目指すべき共通の目標であり、横手市のまちづくりの基本の一つであります。

これまで、議会においてはスポーツ合宿や大会の誘致、スポーツ立市宣言などの提案を含め、スポーツによるまちづくりについて、過去に何度か一般質問等でその必要性を取り上げてきたところであります。

これらを具現化するため、昨年11月に議員有志8名によるスポーツ立市条例策定検討会議を立ち上げ、9回もの協議を重ねながら策定に取り組んでまいりました。この間、市体育協会などスポーツ関係機関

の皆様には貴重なご意見やご提言をちょうだいし、また、市当局及び教育委員会におかれましても、議会の提案にご理解とご協力を賜るなど条例策定に大きなお力をいただきましたことに、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。

スポーツには、人々に夢や希望、勇気を与える世界共通の文化であり、人間がより豊かで充実した生活を送る上で必要な体力、精神力の維持向上のほか、生活習慣病の予防など多様な効果を生み出します。スポーツにかかわる機会を増やすことによる地域間交流の増加、市民連帯感の醸成、地域経済の活性化等々も極めて重要であります。

スポーツは全ての世代にわたって地域への愛着と誇りを育む確かな礎であり、スポーツがもたらすこうした恵みがまちづくりに生かされ、本市が心豊かにぎわいのある都市としてさらに大きく発展することが重要であると考えます。よって、生涯にわたる全市民の幸せと本市の発展を願い、地域的、個別的法規範として、横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例を定めるべく提案するものがあります。

この議員提出議案については、車の両輪として市とともに議会も積極的に施策の展開を図っていくことが、市民の皆様のお声や負託に応えていくためにも必要であることを改めて強調し、全議員により提案するものであることを申し添え、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 議会案第3号については、議員出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

5番青山豊議員。

【5番（青山豊議員）登壇】

○5番（青山豊議員） 議会案第3号横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例に賛成の立場で討論を行います。

提案理由にもあったとおり、スポーツは人々に夢や希望、勇気を与える文化であり、そして全ての世代にわたって地域への愛着と誇りを育む確かな礎であります。それをあらわした条文が第3条の基本目標であります。「スポーツで育む」「スポーツで賑わう」「スポーツで深める」「スポーツで誇れる」。スポーツによるまちづくりは、横手市の発展と市民の暮らしに大きく寄与するものであり、それが持続可能な地域社会の実現につながっていきます。この条例を機に、スポーツによるまちづくりの各施策に市当局及び教育委員会が一体となって取り組んでいくことを期待しますし、我々議会も条例の生みの親として深くかかわっていきたいと思います。

最後に、この条例は横手市議会初の政策的条例であります。遅かれ早かれ地域主権時代が到来します。地方自治体が今以上にみずからの権限と責任を持って地域の課題解決を図らなければならないこれからにおいて、二代表制の一翼を担う議会も立法機能の強化に努めていく、これが新しい議会の形であり市民の皆さんにより信頼される議会への第一歩であるという思いを共有し、賛成の討論とさせていただきます。

きます。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第65、議案第65号横手市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

なお、ただいま議題となっております議案第65号横手市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定に基づき、あらかじめ教育委員会に意見を求めたところ、本日お手元に配付したとおり回答をいただきましたのでご報告いたします。

それでは説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 それでは、ただいま議題となりました議案第65号横手市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例についてご説明いたします。

追加議案その3の1ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、議会案第3号横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例を受けまして、市及び教育委員会がより連携をとり事業がスムーズに展開できるようにするため、スポーツ及び文化に関する事務の一部を市長が執行するための条例を制定したいので、地方自治法第96第1項第1号の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明申し上げますので、2ページのほうをお開きいただきます。

横手市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例でございますが、第1条ではこの条例の趣旨

を、第2条では市長が管理、執行する事務を定めております。

第1号でスポーツに関する事務のうち、スポーツ振興に関すること（学校における体育に関することを除く）。2号では文化に関する事務のうち文化振興に関すること（文化財の保護に関することを除く）と規定しております。

また、附則ではこの条例は公布の日から施行するとしております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議会改革推進に関する事項についての委員長報告、質疑

○佐藤清春 議長 日程第66、議会改革推進に関する事項についてを議題といたします。

議会改革推進特別委員長の報告を求めます。議会改革推進特別委員長。

【議会改革推進特別委員長（21番佐藤忠久議員）登壇】

○佐藤忠久 議会改革推進特別委員長 議会改革推進特別委員会の委員会報告を申し上げます。

まず初めに、本委員会は、議会改革推進に関する事項として、議員定数、議員報酬、政務活動費、政治倫理等について調査研究を行うため、昨年6月定例会において10人の委員構成で設置されました。

以来、計15回にわたって付託された4項目について活発な議論を重ねてまいりました。

第2回特別委員会で議論の進め方を協議し、1つ、議員定数、議員報酬、政務活動費の3項目を一体と捉えて先行して議論を進めること。2つ、3項目について一定の方向を見いだしたところで市民アンケートを実施すること。3つ、アンケートの実施と並行して政治倫理の協議を進めること。4つ、アンケート結果を参考にして最終的な方向性を打ち出すことを確認いたしました。

また、議員定数、議員報酬、政務活動費については、協議の参考とするため、近隣自治体や人口・面積が当市と同規模の自治体など全国の34市議会を対象に独自の調査を実施いたしました。内容は、現状や見直しの実績、今後の改定予定などについてであります。この調査の結果に加えて、全国市議会議長の資料等も参考にしながら委員会では検討を進めてまいりました。

先述した市民アンケートについては、昨年11月、無作為で抽出した市内在住の20歳以上の市民の方3,000人にアンケート用紙を発送し、946人の方からご回答をいただきました。回収率は31.5%でありました。本アンケートにご協力をいただきました皆様には、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。なお、調査結果につきましては、市議会だよりやホームページ等で公表しております。

このような経緯を踏まえ、去る2月21日に第15回特別委員会を開催し、検討事項の最終取りまとめについて協議いたしましたので、その結果を項目ごとにご報告申し上げます。

議員定数についてご報告申し上げます。

本委員会では、議員定数の議論を進めるに当たり、まずは削減ありきではなく地域性や人口、面積などを考慮し、全国の類似団体との比較も参考にしながら検討を進めていくことを確認しました。議会の活動は委員会の活動が中心となっている現状を踏まえ、常任委員会を効率的に運営できる人数を議論のベースに置きながら、本市議会の適正な定数について検討してまいりました。さまざまな意見がありましたが、第4回特別委員会において、1、会議の効率上1委員会に7名以上は必要であること、2、4委員会制の見直しもあり得ることを確認し、その上で削減を視野に入れながら検討を進めていくことで意見集約がなされました。

市民アンケート実施後の委員会では、アンケートの結果から削減は大方の市民の意向であり、また、市の財政改革に対して議会としても改革の範を示すべきとの理由から、一定数の削減は必要であるとの意見で一致いたしました。

引き続き、具体的な人数の検討に入りましたが、1委員会の人数及び委員会の数という観点から、26人と28人の2つの意見に分かれました。26人の根拠は、8人掛ける3常任委員会プラス正副議長、28人の根拠は、7人掛ける4常任委員会であります。

2つの意見を委員会の中間報告として全議員に示し、その後、委員外議員に中間報告に対する意見をお願いしたところ、26人、28人、現状維持をそれぞれ望む意見が寄せられました。

それらの意見を踏まえて、第13回の特別委員会で最終的な取りまとめをいたしました。委員会における主な意見を申し上げますと、26人の立場の委員からは、定数は30名だが、実際は29人である。28人では実質1名の減であり、市民から定数を削減したと見てもらえないのではないかと。26人でも議員活動のあり方を工夫することで適正な対応を図ることができるといった意見がありました。また、28人の立場の委員からは、議員は減らすべきだが、地元にはいてほしいという声が多い。その声を見捨てることはできない。合併後10年間は非常に大事な時期であり、議会にも多様な声が必要である。大幅な削減は避けるべきだといった意見がありました。

最後まで26人と28人に意見が分かれ、28人の少数意見もありましたが、26人を求める意見が圧倒的に多かったことから、議員定数は4名削減して26人とすることを本委員会の結論とすることで決定いたしました。

また、この決定にあわせて、常任委員会の数を3つにすべきとの意見集約もなされております。3つ

は、総務文教、厚生、産業建設であります。なお、このことにより、議員定数条例及び委員会条例の改正が必要となることを申し添えます。

議員報酬について申し上げます。

市民アンケートでは、現行の38万4,000円に対して、現在の社会情勢から見ると高すぎるという回答が65%を占めました。とはいえ、市議会議員には地方分権が進む中で審議能力を強化し、間断なく調査研究を行い、政策を提言していくということが求められており、その活動の裏づけとしても一定の報酬は必要と考えられます。ただ、議員としての職責と活動に見合った報酬額について、その明確な積算根拠を示すことは困難を極めます。本委員会では、全国の類似自治体との比較検討により、また定数削減を決定したことも含めて検討した結果、現行の報酬額を維持すべきとの結論に達しました。

また、本委員会では、議員報酬の議論において、各種審議会等に参加した際に支給される報酬の受給についても議論いたしました。委員会としては、報酬を辞退する方向で検討すべきとの意見で集約されたところであります。なお、条例上、支給を定めた報酬を議員が辞退することは公職選挙法に抵触するため、支給を行わない旨の条例改正が必要となることを申し添えます。

政務活動費について申し上げます。

当市の政務活動費は月額1万円であり、全国の類似自治体と比較しても決して高い水準ではありません。委員会の協議では、類似自治体との比較のほか、議員が一層の資質向上を図るためにも自主的な情報公開を前提に上げるべきとの意見が多数を占め、一度は増額をすべきとの方向性を打ち出しました。しかしながら、市民アンケートの結果では、現状維持が28.3%、報酬で十分であり不要が54.5%と、増額を望まない声が8割を超えたほか、政務活動費のあり方についても厳しいご意見をいただいたところであります。

この結果を踏まえて、委員会では再度協議した結果、増額に対して市民の理解は得られないとの判断から、現状を維持すべきとの結論に至ったところであります。ただ、議員の資質向上はアンケート結果から強く求められていることも事実であります。公的機関が開催する議員研修会に参加、あるいは個々の議員がテーマとする問題について先進地を視察できる手だてを講じていただけるよう、議長から当局に対して要請していただくことを本委員会として要望いたします。

次に、議員の政治倫理について申し上げます。

政治倫理の協議に先立ち、平成22年に議員政治倫理条例を制定、施行している埼玉県行田市議会へ研修視察を実行し、条例制定の目的や条例の体系、留意点などについて理解を深めてまいりました。

議員の政治倫理については、議会基本条例に基本姿勢をうたっております。議会基本条例に基づき、政治倫理の確立と向上に努めていくには、その指針となるべきものが必要との理由から、委員会としては政治倫理条例を制定すべきとの結論に達しました。

本来であれば、その結論に基づき条例素案を提示すべきところではありますが、限られた時間の中で素案の作成まで至りませんでした。このようなことから、委員会の一致した意見として、政治倫理条例の

制定を目的とする組織を設置することを要望いたします。

終わりに、以上が本委員会の調査結果の報告となりますが、本委員会の報告をもとにさらに議論を深めなければならない項目もあります。長時間にわたる議論の末、委員会としては一定の結論を出したわけではありますが、引き続き議会活性化に向けさらに議論を深めていかなければなりません。

最後になりますが、当委員会で実施した市民アンケートでは、議員定数や議員報酬、政務活動費に対する厳しい意見とあわせて、議会や議員の活動が見えない、また、その活動に満足していないという意見を多数いただきました。これらの意見を重く受けとめ、今後議会の活性化をさらに進めることで、議会本来の機能を十分に発揮し、市民の声にしっかりと応えていくことが重要であると考えております。

以上をもちまして報告を終わります。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで議会改革推進特別委員長の報告を終了いたします。

◎横手市議会倫理条例策定特別委員会の設置並びに委員選任について

○佐藤清春 議長 日程第67、横手市議会倫理条例策定特別委員会の設置並びに委員選任についてを議題といたします。

本件については、横手市議会倫理条例の策定に関することについて、10人の委員で構成する横手市議会倫理条例策定特別委員会を設置し、これに付託の上、平成25年9月定例会まで閉会中もお調べできることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件については10人の委員で構成する横手市議会倫理条例策定特別委員会を設置し、これに付託の上、平成25年9月定例会まで閉会中もお調べできることに決定いたしました。

ただいま設置されました横手市議会倫理条例策定特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりお手元に配付しております一覧表のとおり、10人を議長が指名いたします。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 3時45分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会議案第4号の上程、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第68、議会議案第4号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第4号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第4号は、議員出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議会議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第69、議会議案第5号TPP交渉参加に厳重抗議する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第5号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。8番鈴木勝雄議員。

【8番（鈴木勝雄議員）登壇】

○8番（鈴木勝雄議員） TPP交渉参加に厳重抗議をする決議の趣旨説明を行います。

安倍総理大臣は2月、施政方針演説で環太平洋連携協定交渉に参加することを表明しました。

さきの衆議院選挙において自民党が主張した、聖域なき関税撤廃を前提とする限り、交渉参加に反対するという項目を初めとする食の安全・安心基準を守るなど、あわせて6項目の公約は、このままで果たして守れるのか大きな疑問が残ります。

TPP交渉は、WTOやEPA協定と異なり関税撤廃の例外は認められておらず、原則10年以内に全ての品目が交渉対象となり、関税撤廃が求められているものです。何ら具体的確約もなく、また、正確な情報開示もせず、一方的に全ての関税を撤廃する旨をあらかじめ約束することは求められるものではないという内容が実際のTPPであり、この中で交渉参加、協議に入っていくことは極めて危険と指摘せざるを得ません。

今回の参加表明は、国の食料自給、食の安全、医療、国民皆保険など国民の基本的な重要な事柄を路頭に迷わせる無責任な決断です。安倍内閣は、国の最高責任者として日本の未来に汚点を残す過ちは速やかに正していくことが求められています。

横手市議会は、いち早くTPP反対決議を採択しました。農業を基幹とし、地域地産池消、6次産業化などを市政運営の重要な柱として市民生活を守る責任を担う立場から、このたびの政府、安倍内閣のTPP交渉参加表明に厳重に抗議するものです。

議員各位の賛同をお願いして、趣旨説明とします。

どうも。

○佐藤清春 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） ただいまTPPの反対決議ということで聞かせていただきました。

ただ、この問題については、平成23年の12月議会で議員全員の提出ということで同じような内容、若干違ってはいますが、趣旨としては同じような内容のものが全員賛成で通っていると、それを今回はわざわざ3人で、我々全員の、全員に根回ししないというかな、そういうようなことで、なぜ3人を出したのか、そこら辺のそういう、そうしなければならなかった理由をひとつお願いします。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） このTPP反対の決議は、議員がおっしゃるとおり全員で決議文を上げましたけれども、今、速急なこともあって議運でもちょっと話をしたという経緯もありましたので、そこでは採択されなかったと、じゃ、この問題はやはり議会としても反対決議を全員で上げたものだから、何とんでもこの議会で厳重抗議をすることが必要だというように判断して3人の名前で上げました。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

12番高橋大議員。

【12番（高橋大議員）登壇】

○12番（高橋大議員） 私は、今回のこのTPP交渉参加に厳重抗議する決議案に対しまして、反対の

立場で討論をさせていただきたいと思います。

私自身も先般の議会においてはT P P反対決議案に賛成した一人でございますし、今も日本政府がT P Pの枠組みに加わるということに対しては反対であります。ですので、この討論というのは下手をすると誤解を受ける討論になろうかとは思いますが、関税の撤廃であるとかラケット規定を含める、そういった関税撤廃以外のさまざまな問題を含めましても、T P Pに日本が加わるということは国益を著しく損なうおそれがあるかとは思いますが、この横手市においてもその影響たるや非常に大きいものがあるかと危惧しておる一人でございます。

しかし、鈴木勝雄議員はじめ、ほか2名の決議案の内容を見ますと、「6項目の公約はこのままで果たして守れるのか大きな疑問が残ります」というような文面がございますけれども、いまだ交渉の内容は不確かな状況でございますし、当然、外交交渉でございますので、内容たるや秘密裏に行われる部分も多々あるかとは思いますが、やはり自民政権がその6項目に関しては死守するというような発言も見受けられることから、そういったことも信用いたしまして、やはりこの交渉の状況を見守るのが、今、私ども横手市議会がすべき行動なのではないかなと。そして、交渉の状況が日本に著しく国益を損なうような状況に傾きかけているとか、この地域にとって著しく地域が疲弊するような条件をのまされそうになるとか、そういうような状況があった際には、改めて我が横手市議会においても徹底的な抗議をするべきだと思います。

そういう意味では、まだこの決議案に対しては時期尚早と思われるので、今、出すのはふさわしくないという私の見解でございますけれども、どうか私の意見にご賛同を心よりお願い申し上げまして、討論にかえさせていただきたいと思います。

終わります。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

6番齊藤勇議員。

【6番（齊藤勇議員）登壇】

○6番（齊藤勇議員） 私は、ただいま上程されましたT P P交渉参加に嚴重抗議する決議、これに賛成する立場で発言したいと思います。

すでにご承知のように、安倍首相の記者会見、内容ですけれども、全ての物品が交渉の対象、こういうことで声明では合意してます。それから、包括的な高い水準の達成を目指すという点でも合意しております。しかし、あのとおり、いろんな余地があるんだという回りくどい言い回しで記者会見をやっておりますけれども、それは交渉の場に行って思いを述べるという類いのものです。それは、私、一般質問でも言いました。

先ほど大議員からも、やってみなきゃわからない、あるいは大変になったらまた考えとか、それから、あれこれ国益にもかかわらないことなので、これはいらないと、決議は要らないというような話ですけれども、既に今の3カ国の代表の方も言うておられますように、これからの参加については既に交

渉の余地はないと、こういうことも言うておられます。ですから、あれこれの前提を設ける、例外規定を設けることは交渉の余地にはないということも明確になっております。そして、安倍首相も国会で1番目の農林産品、14品目については若干述べておりますけれども、ほかの5項目については差し控えたいという、答弁避けておるんですよね。つまり、そういう明確性とか情報が全く今、国民に届いておりません。

それから、よく言われるアジアの成長を取り込むということも言うてますけれども、中国やインド、あるいはインドネシアという、本当に大変なそういうGDPの高い国がこれには入っていないわけですよ。ですから、成長を取り込むということは空論に等しい。それから、工業製品を輸出して、そしていろいろ活発化になるということも言うておられますけれども、すでに車なんかは低い感じ、2.5%です。それから、電機関係なんか1.7%で、本当に低い関税であれこれこのとおりにやっているわけですよ。ですから、そういったことも政府の説明ではとてもとてもわからない、疑問の余地大であります。

そういうことで、交渉に入ってしまうえばBSEのように、すぐ事前協議もあってやられるくらいアメリカとの交渉が実際問題で、本当にこれまでもやられてしまうし、ほとんどのみ込まされてきました。そういうことからしてもやはり交渉参加、しかも我々は団長が今、説明しましたように反対2回もやっているわけで、交渉そのものに反対しているわけですから、ですからそういったその決議に対して参加を表明したわけで、そういうことで抗議をするという意味からもこの提案は的を射ているということ賛成を表明して、さらに皆さんのご賛同を得たく、ここに発言といたします。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【発言する者なし】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、議会案第5号は否決されました。

◎議員派遣の件

○佐藤清春 議長 日程第70、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○佐藤清春 議長 これで平成25年第1回横手市議会3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時03分 閉 会